

反対討論

私は、日本共産党を代表して、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」に、反対の立場で討論を行います。

はじめに、東日本大震災の被災地では、多くの高齢者が厳しい避難生活を強いられ、震災関連死が危惧される状況にいます。被災地の介護体制再建にこそ全力をつくすべきです。全国の介護関係者が被災地の支援に力を注ぐ中で、法案の内容も周知せずに成立を急ぐことに抗議するものです。

修正案には賛成ですが、法案の重大な問題を変えるものではありません。

以下、反対の理由を述べます。

第1に、介護予防・日常生活支援総合事業は、軽度の高齢者が、必要な介護給付を利用できない仕組みをつくることです。

総合事業は、介護保険で定められた人員、運営等の基準も適用されず、サービス内容、料金などすべて市町村まかせです。専門のヘルパー派遣をなくしたり、利用料の高い業者まかせに

することも可能で、サービスの質が担保されません。

利用者の意志が尊重される保障はなく、希望に反し介護給付がとりあげられることも否定できません。

第 2 に、療養病床の廃止は、医療措置の必要な高齢者から、医療、介護、生活の場を奪うものであり、撤回すべきです。

第 3 に、介護職が行う医行為を、法改正なしに拡大するしくみを作ることです。

今回の改正は、将来の拡大を視野に入れた仕組みもので、たん吸引、経管栄養にとどまらず、今後の拡大は必至です。その行為によっては生命にかかわる医行為を、他職種に肩代わりさせることは重大な問題があり、慎重な検討が必要です。高齢者の安全のためには、医療体制の充実こそが求められます。

介護保険制 10 年にあたり、「保険あって介護なし」と言われる制度の問題点を検証し、だれもが安心して利用できる公的介護制度へ、抜本的に見直すこともとめ、討論を終わります。